

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県民文化ホール未来会館条例施行規則の一部を改正する規則

(文化振興課)

一頁

規則

号外(一) 平成二十七年 五月二十六日

岐阜県民文化ホール未来会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県民文化ホール未来会館条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県民文化ホール未来会館条例施行規則(平成六年岐阜県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則

第一条中「岐阜県民文化ホール未来会館条例」を「ぎふ清流文化プラザ条例」に改める。

第二条第一項中「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第二項中「第十三条第一号」を「第十二条第一号」に、「場合は当該」を「場合は、当該」に改め、同項第一号中「大ホール、中ホール、大会議室、レセプションホール及び企画展示室」を「長良川ホール」に改め、同項第二号中「中会議室、小会議室、和室会議室、第一特別会議室及び第二特別会議室」を「及びセミナー室」に改める。

第五条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改める。

第七条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第一項中「利用料金は」を「条例第六条第一項の使用料は」に、「利用料金延納申請書」を「使用料延納申請書」に、「指定管理者」を「知事」に改め、同条第二項中「利用料金」を「使用料」に改め、同

条を第六条とする。

第八条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第一項中「指定管理者」を「知事」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第二項中「利用料金後納申請書」を「使用料後納申請書」に、「指定管理者」を「知事」に改め、同条第三項中「指定管理者」を「知事」に、「利用料金」を「使用料」に、「利用料金後納」を「使用料後納」に改め、同条を第七条とする。

第九条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第一項中「指定管理者」を「知事」に、「第七条第三項ただし書」を「第六条第三項ただし書」に、「利用料金から」を「使用料から」に、「利用料金を」を「使用料を」に改め、同項第一号中「岐阜県民文化ホール未来会館」を「ぎふ清流文化プラザ」に、「会館」を「文化プラザ」に改め、同項第二号及び第三号中「利用料金返還申請書」を「使用料返還申請書」に改め、同条第二項中「第七条第四項」を「第六条第四項」に、「利用料金の」を「使用料の」に、「利用料金減免申請書」を「使用料減免申請書」に、「指定管理者」を「知事」に改め、同条第三項中「指定管理者」を「知事」に、「利用料金の」を「使用料の」に、「利用料金減免承認書」を「使用料減免承認書」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「第十条第五項」を「第九条第五項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を削る。

第十三条中「会館」を「文化プラザ」に改め、同条を第十一条とする。

別表一の表を次のように改める。

一 長良川ホール

区 分		単 位	金 額 (円)
舞台設備	所作台	一式	一一、七七〇
	平台	一枚	二二〇
	毛せん (大)	一枚	一一〇
	毛せん (小)	一枚	五〇
	フェルト毛せん	一枚	四三〇
	長座布団	一枚	一一〇
	高座用座布団	一枚	二二〇

照明設備		上 敷
袖パネル	一枚	一一〇
地がすり	一枚	八六〇
蹴込みパネル	一式	二、五九〇
バレエ用シート	一枚	七六〇
人形立て	一台	一一〇
講演卓子	一台	一、四〇〇
司会卓子	一台	九七〇
花台	一台	三二〇
式次第掛け	一台	一一〇
びょうぶ (金、銀、鳥の子)	一双	二、〇五〇
キャスター付折り畳みテーブル	一卓	二二〇
可動白板	一台	二二〇
松羽目幕	一式	二、五四〇
照明Aセット (講演会用)	一式	四、三二〇
照明Bセット (演奏会、演劇用)	一式	九、二九〇
ローアホリゾンライト	一列	一、八八〇
アップアホリゾンライト	一列	一、八八〇
天井板反射ライト	一式	一、七三〇
スポットライト (一キロワット)	一台	四三〇
スポットライト (五〇〇ワット)	一台	二九〇
エリプソイダルスポットライト	一台	六五〇
フットスポットライト	一台	一一〇
パーライト	一台	一一〇
ポーターライト	一列	一、一九〇
ストリップライト (六灯用)	一台	二二〇

その他の附属設備		映像設備		音響設備	
コンサート用ピアノ (外国製)	一台	レコードプレーヤー	一台	拡声装置 (マイク二本を含む。)	一式
コンサート用ピアノ (日本製)	一台	三十五ミリ映写装置	一式	コンデンサマイク (スタンド付き)	一本
ブルーレイディスクプレーヤー	一台	スライド映写装置	一式	ダイナミックマイク (スタンド付き)	一本
スクリーン	一面	プロジェクター	一台	ワイヤレスマイク	一本
				フリマイク装置	一式
				移動スピーカー (キャスター付き)	一台
				移動スピーカー (スタンド付き)	一台
				オープンテープレコーダー	一台
				ミニディスクレコーダー	一台
				カセットテープレコーダー	一台
				コンバクトディスクレコーダー	一台
				レコードプレーヤー	一台
				三十五ミリ映写装置	一式
				スライド映写装置	一式
				プロジェクター	一台
				スクリーン	一面
				ブルーレイディスクプレーヤー	一台
				コンサート用ピアノ (日本製)	一台
				コンサート用ピアノ (外国製)	一台

別表二の表「グラランドピアノ」の項中「グラランドピアノ」の下に「(第四練習室を除く。)」を加え、「一、四七〇」を「一、五一〇」に改め、同表演奏者用いすの項中「いす」を「椅子(第四練習室を除く。)」に改め、同表持込器具電源利用料金の項中「利用料金」を「使用料」に改め、同表三の表から五の表までを削り、同表に次の一表を加える。

区 分	単 位	金 額 (円)
チェロ奏者用椅子	一脚	一一〇
コントラバス奏者用椅子	一脚	一一〇
指揮台	一台	九七〇
指揮者用譜面台	一台	一一二〇
演奏者用譜面台	一台	三〇
演奏者用椅子	一脚	三〇
持込器具電源使用料	ワット	五〇

別表備考第一号中「利用料金」を「使用料」に、「利用時間」を「使用時間」に改め、

持込器具電源使用料	ワット	五〇〇	五〇
スクリーン	一面	六五〇	
プロジェクター	一台	一、四〇〇	
ブルーレイディスクプレーヤー	一台	八六〇	
コンサート用ピアノ (日本製)	一台	七、五六〇	
コンサート用ピアノ (外国製)	一台	一、八八〇	

